

# ステュアート『原理』における貨幣制度論（二・完）

——『原理』第三編の一研究——

小 林 昇

- 一 序説——『原理』第三編のこと
- 二 重商主義期イギリスにおける貨幣制度の展開
- 三 ハリスの改革論
- 四 『原理』における貨幣と鑄貨（以上前号）
- 五 ステュアートの改革論（1）
- 六 ステュアートの改革論（2）
  - A
  - B
- 七 造幣手数料徴収論（本号完結）

## 五 ステュアートの改革論（1）

さて、以上を前提として、第三編第七章以下の『原理』の複本位制に対する改革と修正との論議は、きわめて錯雑した道程に入る。それはハリスの示した率直な主張とはまさに対蹠的であり、その理由の大きなものとしては、この

ステュアート『原理』における貨幣制度論（二・完）

小論のはじめに指摘したように、亡命貴族ステュアートがイギリスの実情に十分明るくはなかったこと、関係文献の入手も困難だったこと、<sup>(1)</sup>彼がハリスを批判しつつもみずからの主張においてはかならずしも端的でなかったこと、などがあげられるであろう。したがってこの小論は、学史的に未知といつてよい『原理』第三編の紹介と再構成とを目的の一つに持ちながらも、ステュアートの叙述の細目を、しかもその叙述の順序のまま忠実に追うことは、それが無意味でもありスペースの上でも許されないという理由から断念し、その主眼点とそれらの学史的位置とを明らかにすることを、おもな目標として限定しなくてはならない。<sup>(2)</sup>

(1) 第三編はハリスのほか、上述のカンティロンの *Essai* を利用しているが、かえってその年代記的誤謬を引きいで、例のニュートンの重要な改革(一七二七年)を一七二八年のこととしている(I, 560/II, 315. cf. *Essai*, op. cit., p. 280. 戸田訳・前掲、二二二ページ)。しかし正確にいえば、ステュアートは、一七五五年に刊行されたリチャード・カンティロンの *Essai* をでなく、一七五九年に刊行されたフィリップ・カンティロン(Philip Cantillon)の *The Analysis of Trade, Commerce, Coin, Bullion, Banks, and Foreign Exchanges*, ... London (25 chaps., pp. xix+215) を第三編第二部では引用し利用している(II, 17/III, 22; II, 48/III, 67)のである。この二人のカンティロンの著作は内容がいさぐさ異っており、第二部での引用箇所は「古典」の方のリチャード・カンティロンには見いだされない。一方、上記の年代記的誤謬はフィリップ・カンティロンにもまた見いだされる(pp. 92-3)から、われわれは第一部における記述もまたフィリップ・カンティロンに依るものとしてよいであろう。

(2) それでもなお、以下の記述は読者に忍耐を強いることになるであろう。わたくし自身、第三編を理解しようとしてつとめながら、つぎの文章を思い浮べざるをえなかった。「愛するひとの父親だとはいえ、およそハンガートン氏ほど気のきかない人も珍らしかつた。……どうもこの人は、わたくしがチェスナットへ週に三度づつ寄ってゆくのを、自分に会いたくしてくるとくに金銀復本位制に関する意見を聞きにくるのだと頭から信じているらしい」(コナン・ドイル『失われた世界』の冒頭より)。

當時のイギリスの貨幣制度に対する第三編の分析によれば、一ギニーが二一シリングに法定された時点での金銀の法定比価は一对一五・二であったのに、一七五九年におけるその市場比率は一对一四・五(ポンド・スターリングのばあい金一一三グレイン対銀一六三八グレイン——一七一八・七グレインから騰貴して——)であった。<sup>(3)</sup>しかもこの上にさらに銀鑄貨の減損が加わっているのである。そうして、ニュートンによる、金貨ギニーの法貨への格上げは、これとともにギニーの価格を二一・六シリングからさきの二一シリングに引下げたことによつて、事実として一方の本位(金)を引下げたこととなつてゐるが、<sup>(4)</sup>それにもかかわらず国外ことに東インドへの銀の流出はやまず、その結果が右の市場比率となつて示されてゐるわけである。こうして当然、債務者は銀ではなくて金で支払おうとし、それを妨げる法律はもとよりないから、「銀でのポンド・スターリングは実際にはもう本位ではない」<sup>(5)</sup>のである。貨幣取扱商人の手をのがれてごく少数でも量目の正しい銀貨がまだ流通に残つてゐるのはむしろふしぎといつてよい。<sup>(6)</sup>つまり銀の本位は事実上もはや崩壊してゐる。——この認識はすでに、ステュアートを上述のハリスと対立させるところのものである。そうしてステュアートによれば、価格の度量単位であるポンド・スターリング自身の大きさは、法律によつて固定できるものではなく「債務の支払に用いられるところの通貨の実際の値うちの平均」<sup>(7)</sup>によつて定められるのであり、為替相場がイギリスにとつてきわめて不利であるのもこのためであつた。右のばあい、ステュアートが債務の支払の立場を基準として立論してゐることは後述のために重視すべきであるが、彼の貨幣価値決定の理論は、ともかくもこのようにして、「それゆゑ地金の価格が……どんな国においても現実の貨幣標準 (natural money standard) の価値の拠るにあたいする (very tolerable) 尺度となる」<sup>(8)</sup>という結論に達する。なお、右にいう地金の価格がその使用価値であることは前章で指摘した。しかも『原理』は、自覚して、地金の生産費を無視することとし

てゐるのである。<sup>(9)</sup>

(3) I, 560/II, 316.

(4) cf. *ibid.*, marginal note.

(5) I, 561/II, 316.

(6) I, 569/II, 330.

(7) cf. I, 571/II, 332. 引用も同箇所。その傍点は『原理』でのイタリック。以下同。

(8) I, 573/II, 335.

(9) 「地金」という觀念は、諸金属のある一定の混合物であつて、ふつう何らかの公共のスタンプなどによつて確認されてお  
り、しかもその価値はそこに含まれる純粋な金属の比率から厳密に引き出され、「それをつくる」技術 (workmanship) は  
考慮に入れられない」(II, 46/III, 64)。——これは第二部での発言。むろん鑄貨の規定は別に先行しておこなわれている。

ところで、すでに知るように、エリザベスの本位では一ポンド・トロイの標準銀は五七六〇グレイン、一シリ  
ングの含むそれは九二・九グレインとして、一ポンド・トロイは六二シリングであり、一方、一ポンド・スターリ  
ングの標準銀が一七一八・七グレインの純銀を含むこととなつていたが、この純銀の量目がさきに示したようにいま市場で  
一六三八グレインにまで減じているとすれば、一シリングの標準銀は八八・六四グレインとなり、その結果一ポ  
ンド・トロイのそれは、法定の六二シリングではなく六五・シリ、ングに分割され、この量目で金との比価が保たれて  
いることを知るであらう。だから、造幣局<sup>ミント</sup>がこの市場比率をみとめて銀一ポンド・トロイを六五シリングに（おなじこ  
とだがその一オンスを六五ペンスに）新たに鑄造することとすれば、金との均衡は回復され、「銀は金と同様に造幣  
局に流入するし、また同様に、輸出や熔解の対象となることもほとんどなくなるであらう」<sup>(10)</sup>。この処理は上述のこ  
ろに従えば金を本位とすることとなるわけであるが、銀貨に関しては、それはけつして新たな引下げ (debasement)

ではない。銀の本位の水準はすでに現実に引下げられているのである。「本位はゆるやかに、しかも社会的諸原因によつてのみここまで下つてきたのであつて、金鑄貨の本位以外に (nothing but the standard of the gold coin) それがいっそう低落するのを防ぐものはない。」「われわれがここで決定できることのすべては、ポンド・トロイを六五シリングに鑄造すれば両金属の比例が回復し・両正貨 (both species) をならんで流通させるだらう、ということである。」「——こうしてわれわれは、複本位制の混乱に対するステュアートの最初の、具体的な対策に接し、それによつて、彼が金本位への方向に面をむけていたこと、それにもかかわらず、ラウンズ的な本位 (ただし銀) の引下げによつて複本位を維持しうると考えていたこと、を知るであらう。

(10) I, 574/II, 336.

(11) *ibid.* これについて、「かつてそうであつたようにいまギニーがその価値をみずから求めるのにまかせ、軽い銀貨を個数で (by tale) 流通させつづけるならば、われわれは二〇年の中には一六九五のばあいのように、ギニーが三〇シリングに上るのを見ることであらう」とある。

(12) I, 575/II, 337—8.

右の改革案に示された『原理』のラウンズの立場からすれば、ロックの立案に拠る一六九六年の改鑄 (銀貨の重鑄 ↓法定の本位への復帰) は、良識に従うものではなかつた。マルクスが引用したように、ステュアートはつぎのように、みずからの本来の資質からは珍らしい「皮肉」な評言を述べている。「この改鑄が国民に対して正義を果たしたかどうかは、各人がきめたらよい。しかし、こんな極端な措置にいわれがなかつたとはとても信ぜられない。本位の引上げによつて、国家は租税の大きさを、債権者はその資本と利子とで、大いに利得した。ところが国民は、おもな損失者であるのに、本位「——マルクスはここに、(彼ら自身の価値の度量標準) という、それこそ「皮肉な」言葉

を挿入している——」が引下げられなかったとしてよろこんだ。こうして三つの部分がみな満足したのである。」<sup>(13)</sup> 彼はまた別の個所でいう、「当時にあつては」本位の回復は、土地利益(Landed interest)と大蔵省(exchequer)との双方にとつてもっとも好ましかつた。だからそれは実行されたのである。国民とあらゆる債務者とは、その債権者によつて収奪された。しかし彼らにはそれが分らなかつたのであり、われわれの知らないことは無害に見えるものである。<sup>(14)</sup>——しかし、だからといって、のちに知るように、ステュアートはラウンズの改革案の理論的基礎をそのまま承認したわけでもないし、また『原理』の対象とする問題が過去の重鑄・輕鑄論争の裁断をすることにあるとももちろん考えていない。さきのマルクスの引用した文章はつぎのようにつづけられている。「一六九五年のこの鑄造によつて、鑄貨はふたたび確実な基礎の上におかれた。すべての貨幣は量目にもとづき、ポンドは正當に銀本位に結びつけられた。ポンドはこの基礎の上に、ギニーが法貨とされその當時の推定による内在的価値に固定されるまで維持された。それから現在の混乱の時代となつたのである。」<sup>(15)</sup>

(13) I, 580/II, 344.

(14) I, 603/II, 375

(15) I, 580/II, 344. 傍点は引用者。

そうしてこの混乱への対策の代表的なものとして、第三編は上述のように「ハリスの *An Essay upon Money and Coins* の第二部(一七五八年)を採り上げる。これはステュアートにとってはまさに同時代の書である。彼はこの書におけるハリスの主張の要点を、(一)ギニーの価格をニュートン以来の二〇シリングに下げること、(二)一方、銀貨をエリザベスの標準に改鑄する計画を持たないこと、にあるとはば誤りなく捉え、これをつぎ

のように批判する<sup>(16)</sup>。すなわち、現在では銀貨の絶対的不足によって大口の支払いはすべてギニーでおこなわれているが、これとても減損<sup>(16)</sup>されているものが多く、結局、イギリスでは鑄貨は全体として不足している。これに対処して、ハリスのように二つの要素を結合させた提案を実行に移すとしたばあい、どういふ結果が生まれるであろうか。予想されるものはつぎの四つである。第一。銀貨の改鑄がないのだから、ポンド・スターリングという本位は、現在の通貨である減損銀貨の各個片の平均価値<sup>ザアリュニユ</sup>に定まる。第二。二〇シリング以下の軽いギニーが、重量によらず個数で授受することをしいられる。第三。新ギニーは、鑄貨として流通しては不利だから、すべて熔解される。第四。ひとたび鑄貨がより、軽量の旧いものと同一の価値に定められると、重いものは熔解され、この過程はとどまるところがない。「一ポンド〔トロイ〕の地金<sup>グレイシ</sup>で古い六五シリングを買うことのできる人は、それを用いて造幣局から六二シリングの重い貨幣を買うはずがないであろう。それは熔解壺以外には、より、良い行き場所がないのである。同様のことは金に關しても真実である。」<sup>(17)</sup> こうして、現実にギニーがポンドの二一分の一であるかぎり、ハリスの提案は実効を生じないであろう。この案が実行されれば、商人たちは外国為替の相場から金銀の内在的価値とその比率との変動を知ってつねにそこから利益を引き出すが、債務者は、ギニーを二〇シリングで手放すか、ポンド・トロイ当り六五シリングする銀を造幣局に持参してその債権者にはこれを六二シリングで支払わされることとなる。まして、十分な量目を現在有するギニーは二〇シリングで流通させられるはずはなく、このばあい本位金貨は化して商品となるであろう。「したがってわれわれはこう結論してよいであろう。すなわち、ギニーを二〇シリングに引下げる計画<sup>スキーム</sup>はすべての銀の改鑄 (new coinage) という前提の上に進められなくてはならない。これがなければ、鑄貨に關する混乱はそのまま以前どおりに残され、金属間の新しい不均衡が生じて、現在銀で支払おうとする者が誰もいないように、金で支払

う者がいなくなるであらう。<sup>(87)</sup>——ステュアートの以上の叙述は、ハリスの矛盾を衝こうとしておこなわれ、ハリスの主張の帰結するところの困難を指摘しているのであって、新銀貨を軽鑄してギニーのそれを避けることはステュアートの本意であったけれども、上述のような「すべての銀の改鑄」<sup>(18)</sup>——そのかぎりではロック的改鑄——が彼の本意ではなかったことにあらかじめ留意しておく必要がある。だが、こういう含みの多い叙述のしかたは第三編の特徴であって、つづいて進展させられる改革案に対しても、われわれは同様の態度で接しなくてはならないのである。

(19) *ibid.* cf. bk. III, chap. X.

(17) I, 385/II, 350.

(18) I, 587/II, 353.

ステュアートは叙述をすすめる。われわれがハリスの主張を合理化してゆくとすれば、それは復本位のなかで、銀の本位を守ることであり、つまりはエリザベスの本位を回復する (to restore the money-unit to the standard of Elizabeth) ことであり、そのうえでギニーをこれに均衡させること (このばあいには二〇シリングに引下げること) なのであるから、それはさきの全面的改鑄を前提とすればつぎのようなかたちで「何ごとよりも容易に」<sup>(19)</sup>実行できるであらう。それは以下の四つのことをおこないさえすればよいのである。すなわち、第一。古い金・銀貨を重量によってだけ流通させる法律をつくる。第二。以前のように、銀の造幣価格 (造幣料ではない) を一オンスあたり五シリング二ペンスに定める (一ポンド・トロイ＝二オンス＝六二シリングから算出)、また金のそれは一オンスあたり三ポンド一四シリング二ペンス四分の一に定める (金銀の比価を一对一四・八とすればここは三ポンド一四シリング九・六ペンスとなり、右の数字とはペニー単位での誤差が出る。しかし『原理』の計算の基準を知ることができないので



本文のままの数字を掲げた)。第三。以前のよう、一ポンド・トロイの標準銀を六二シリングに、またおなじ重さの金を四四・五ギニーに鑄造させる。第四。そうしてそのうえで、このギニーを二〇シリングに通用させる。——「こうすれば、本位はエリザベスの法令による銀の価値を回復し、両金属は一对一四・五の比率とほとんど変らぬ範囲に定められ、玉国内の全鑄貨は標準量目 (standard weight) にもたらされ、一方の貴金属を残して他方のそれを熔解したり輸出したりすることがなんの利益にもならなくなるであろう。」<sup>(20)</sup> これはいわば、ハリスの主張を修正したうえでの理想案である。

(61) I, 587/II, 353.

(20) 以上 cf. I, 587—8/II, 353—4. 引用は I, 558/II, 354. この引用で一对一四・五というのは上述のように当時の現実の市場比価であり、それがエリザベス時代 (銀貨) と一六六三年 (金貨) との法定価格の比率一四・四八にきわめて近似するわけである。

しかし右の理想案は結局本位をほぼ五%引上げることである。なぜなら、ポンド・スターリングの量目は現実の銀一六三八グレインから本来の一七一八・七グレインに、また金では一一三グレインから一一八・六四四グレインへ、回復されることとなるからである。<sup>(21)</sup> したがってこのばあい、債権者と地主とは利し債務者と借地農とは失うであろうし、為替は上ってすくなくとも輸入商品の価格は下るであろう。国民全体としてみれば、公債の究極の支払者としてその全元本と利子とにおいて約五パーセントを失い、公債所有者がそれだけ利得するであろう。このように、本位の変化の及ぼす影響はきわめて複雑であつて、容易にこれを究めることができない。ところが一方、「わたくしの思うに、賢明な国民は正義の精神によって動かされるものである。あらゆる階層、あらゆる名称の住民は良い政府の保護をうける平等の権利を持つ。どんな行政行為でも、それが他者の損失において一群の人々を利することがあるなら

ば、それは拙劣である。どんな行為でも、不当に利得した他者の損失において、不当に損失を受けた一群の人々を擁護することができぬならば、それは巧妙である。これらの原則に立つとき、われわれの描いた作業、「の効果」を、実現することは不可能である。それは政治的なゴタマゼ (hodge-podge) であって、いつてみれば、大ブリテンのあらゆる利害を一つの袋に投げ込んでおいて、それらを富くじのばあいのようにして引き出すのとおなじである。<sup>(22)</sup> したがって以上の理想案については、なお多くの相対立する利益の慎重な検討が必要なのであって、これをそのまま実行に移すことはむしろ問題外なのである。ただ注意すべきことは、『原理』が右の理想案の形式的性格について述べるとき、さきにそれが本位の引上げであると当然に指摘したのち、かさねて「われわれは「このばあい」本位の現実の引下げ (actual deplacement of the standard) の結果損害を受けたり受けつづけていたりする利益を研究し、また提出された計画による本位の回復によって、損失を受けねばならない利益を研究すべきである」と述べて、一方にハリスと対立して本位の引下げられている現実をみとめるとともに、他方でその引上げの実行の困難を指摘しようとしていることである。<sup>(24)</sup>

(21) cf. I, 588/II, 354. これは一六六三年のギニーの標準量目では一一八・六五一グレンで、わずかに異なる。

(22) I, 589/II, 356.

(23) *ibid.* 前注とも傍点は小林のもの。

(24) なおステュアートは、本位の引上げによって商品の買手がその価格の低下を当然と考えるとき、債務者にも同様の立場が与えられるべきであるだけでなく、さらに俸給・年金・債券その他の証券の支払者も債務者とおなじに扱われねばならないと述べている (cf. I, 592/II, 359.)。

以上によって、『原理』第三編が複本位制の混乱の真相を銀における本位の減価に見ていること——混乱の原因は

もとより復本位制そのものにあるとして——、しかしこの事態に対して、最初には銀一ポンド・トロイの標準量目を六二シリングから六五シリングにまで引下げて分割すること（すなわち本位の引下げと金本位への移行の姿勢）を、つぎにはこれと反対に、ハリスを批判し修正しつつ、金銀の両本位に法定の標準を回復させ、同時にこの二種類の銻貨に現在の市場比率に従う新しい法定比価を与えること（すなわち本位の引上げと復本位制の維持、しかも銀が基本的標準）を、提案していることが知られる。第三編の読みにくさの原因の最大のものとは異種類の構想のこの並列にあると思われる。ステュアートのこの態度は、理論のはたらく「環境」（circumstances）を重視する『原理』の方法論的立場と、貨幣制度の問題が諸国民の独自の「環境」にもっとも支配されやすく、しかも上述のように彼自身イギリスのそれに十分接近できる位置にいなかったことに、もとづくといえよう。たとえばステュアートはつぎのように述べている、「わたくしは問題の実態にはうとく、したがって正確な資料からではなしに、単に仮定にもとづいて推論する。この基礎の上でわたくしはつづけて行くつもりである。わたくしは「貨幣制度の」混乱に対する救済策として提示しうるあらゆる計画スキームを考究し、そのそれぞれから生まれうるあらゆる結果を、それらの従う相異なる諸原理の影響に沿いつつ検討するであろう。とはいえ、わたくしの目から隠された環境はその全効力を發揮して、この環境を無視して結論を引き出そうと企てるときには、最もよく演繹された諸原理をさえ、きわめて疑わしいものに変えもするであろう。」<sup>(25)</sup>しかし、こういう態度にもかかわらず、当面の第三編の基本的立場は、やはりハリスと正反對に、そうして最初のみずから提案したとおり、銀の本位の引下げにある。第三編の最高潮を示す第二章「この研究のなかで定立された諸原理に対して表明される反対と、それらに対する答え」<sup>(26)</sup>は、この事実を明らかに示すであらう。

(25) I, 576/II, 338-9.

(26) chap. XIII: Objections stated against the principles laid down in this inquiry, and answers to them.

## 六 ステュアートの改革論 (2)

### A

右の第一二章の冒頭でステュアートはあらためてつぎのように述べる。「注意していただきたいことだが、わたくしは、ポンド・トロイの標準銀を六五シリングに鑄造することや、六二シリングの古い基礎の上に改鑄をおこなうとともにギニーを二〇シリングに引下げ、そしてこの「後者の」ばあい新旧両本位の変更を以前に結ばれた長期契約ペイメントの「支払の」五パーセントの引下げという条件で許すことが、エリザベスの法令によって銀に定められてきたポンド・スターリングの価値の明白な引下げではないと云い立てているのではない。わたくしが主張することのすべては、これらの作業が……ポンド・スターリングの現在の価値の引下げでもなく、またすくなくとも過去三〇年それが値いしたものの引下げでもないであらう、ということである。<sup>(1)</sup> ここには前述の二つの改革案が並列されているが、後者は本質的に銀の、本位の引下げではなく、善後措置をとまうところのその引上げであることは、すでにわれわれの詳細に知ったところであるから、それにもかかわらず末尾の文章のあることは、ステュアートの本意が右のうちの第一の作業、すなわち銀本位の引下げにあったことを理解させる。けれども彼は、もとよりみずからは内心でこのことを認識しつつも、右の二つの「作業」に対して考えられるさまざまな反対論を同時に仮定して、しだいに自己本来の主張を押し出しつつ、いちいちその反駁をおこなうのである。それはつぎの九つの問答として示される。――

第一の批判<sup>(2)</sup>。習慣の力によってポンドの価値は変りにくく、本位の引上げはそれに比例する物価の下落を来たさないから、いちじるしい混乱が生ずるのであろう。その答。ポンドの価値については、習慣よりも利害の影響力がつよく、債務者や買手はその影響力となるであろう。しかし同時に、ステイツマンは事態の変化を国民によく知らしめ、租税の額やパンなどの公定<sup>アサイズ</sup>価格を<sup>アサイズ</sup>変えるように十分配慮しなくてはならない。第二の批判。現在でも本位は引下げられていない。本位は<sup>アサイズ</sup>鑄貨のなかにではなく法令のなかにあるからである。その答。もしそれが真実ならば、人々は貴金屬の重量で支払わなくてはならないであろう。第三の批判。ポンド・スターリングは実際に「なお」純銀一七七八・七グレインに値している。その答え。否、こんにち右の標準による支払いをしいられるものは一人としていない。第四の批判。ステュアート自身の示す原理は改鑄のたびごとの本位の引下げを意味するものである。その答え。本位を引下げることの原因は鑄貨の混乱に存し、造幣局の規制には存しない。人々はすでに長いあいだ鑄貨をその名目で<sup>スタンツ</sup>通用させてきており、それが改鑄を余儀なくさせることとなる。したがって、「今後あらたに鑄貨をその時に引下げられている価値でつくるという法律は、それ自体では新しい引下げではない。」<sup>(3)</sup>第五の批判。現実に通流する度量標準（鑄貨）の減価は、大蔵省に現存する、エリザベスの度量標準そのものの変更を許すことの理由にはならない。その答え。価値の尺度としての鑄貨は、重さや長さの尺度と性質を異にする。後者の個人的・恣意的な変更は、売買の当事者がこれを拒否できるが、前者の一般的・自然的な変化には、人々は順応せざるをえない。<sup>(4)</sup>第六の批判。鑄貨の減損はその鑄貨の所有者の損失にのみ帰せしめるべきであって、本位の引下げは個人財産の侵害である。その答え。本位の引下げは、上述のように、実質的には法令のおこなうものではない。また輕貨の改鑄はその比例にしたがって

物価を下げるだろうから、<sup>(5)</sup>財産への一般の侵害は生じない。ただしもとより、それは個人が平均的水準に減価した鑄貨を持つばあいのことである。また債務者の損失は償われなくてはならない。一般の商品の買手が物価の下落によって償われるかぎり、それは公平の見地からして当然のことである。第七の批判。本位を規制するものは国内の取引なり為替の相場なりであって、<sup>(6)</sup>地金の価格ではない。しかも外国貿易部面ないし外国への輸出に用いられる貨幣は国内流通部面でのそれに比してわずかだから、為替相場からの影響はすくないと見るべきである。その答え。国内の取引は貨幣商人(money jobbers)や外国貿易商人がいるかぎり、<sup>(7)</sup>地金↓本位の価値をその実質から離れた名目のままに維持できない(ステュアートはこの論点でハリスと対立する)。「したがってわれわれはつぎの諸原理を定立できるであろう。第一。大ブリテンのような貿易国民にあつて貨幣の鑄造が無料であるところでは、貨幣の個片(cale-money)の価値は正確にその全通貨の重量の平均に比例する。第二。貨幣単位は鑄貨にのみ結びつけられるから、それ「その価値」は正確に重量に比例する。第三。すべての鑄貨の内在的価値がその呼称に正確に一致しないときには、トレードの作用が「諸鑄貨の」平均すなわち比例中項を打ち出す。第四。これがおこなわれるとき、平均以上の値うちの鑄貨を個片で支払う者は実質上の損失者であり、この「平均の」価値以下の鑄貨を個片で支払った者は実質上の利得者であつて、これは人々の知ると知らないとは関係がない。」第八の批判。鑄貨の権威を支えるものはそれが国家の通貨(public currency)だということ、すなわち国家のあらゆる役所で「名目」価値どおりに国王によって受けとられるということであつて、一般の流通におけるその価値(内在的価値)ではない。その答え。国家の通貨という資格は、鑄貨の権威を支えはするが、ポンド・スターリングを支えはしない。第九の批判とその答——これは歴史的な問題を含み、また第三編の論旨の新しい展開を用意するものであるから、行を改めて説明しよう。

(2) 以下 cf. I, 593 ff. / II, 361 ff. ただし『原理』の本文では、まず九つの批判を一括して提出し、ついでそれらへの答えをおこなっている。

(3) I, 596/II, 365.

(4) ステュアートは『原理』の全集版で、一六九八年に与えられた、減損銀貨の受取拒否権の実効性についてつぎのように述べている。「わたくしには、こんにちイギリスで、国民の鑄貨の個片による支払の受納を——それが流通のなかで（不正によってではなく）磨損して法定の量目以下に……なればあいにく——強制することを、法律もあることゆえ、できる者がいるかどうか疑わしう」(II, 369 ff.)。だがこのことは、銀本位の減価とは別の問題である。

(5) 全体として、『原理』は、貨幣の本位の量的変動と物価との関係を、貨幣の数量の増減とそれとの関係よりもいつそう直接であるとしているといえよう。次注と後述とをも参照。

(6) ハリスにはつぎのような立論がある。「上述の考察は、流通にある鑄貨が軽くなっているから本位を引下げるべきだといふあらゆる主張をただちに否定する。なぜなら、この軽量化といふことは、われわれの国内取引相互のなかではどこでもけつして考慮されないからである。重量の通貨 (currency by weight) は鑄貨自体にかかわるが、個片の通貨 (currency by tale) は法定の本位にのみかかわる……」(Harris, *op. cit.*, pt. II, p. 79)。ステュアートはこの立論を引用したうえ全面的に反駁して、結局、「(外国貿易をおこなう国民において) 貨幣がその量目以上に値するかも知れないなどということの理由があるだろうか」(I, 600/II, 371.) と主張している。

(7) I, 601/II, 371—2.

第九の、最終の批判は、ステュアートの改革案がかつての・ロックに敗れて実現できなかったラウンズのそれと同一ではないか、というものである。この批判をステュアートみずからが提出しているかぎり、彼のいわば複合的な改革案がやはりハリスのその修正の部分に重点をおいてはいず、六二シリングを六五シリングに通用させようとする、銀の本位の引下げ案を真意とするものであったことが分るであろう。しかも右の批判に対するステュアートの答えはこうである。「わたくしは自分で、提案された計画がラウンズ氏によって提案されたものときわめて近似してい

ることをみとめる。そうしてわたくしはここで、一六九五年にあればどきびしく拒否された企画が一七六〇年には適切なものでありうることを、十分に答えなくてはならない。<sup>(8)</sup>ステュアートの改鑄論におけるラウンズからの継承の意識はここに明示されている。しかし前章で指摘しておいたように、ステュアートはラウンズの理論をそのまま承認したのではない。ステュアートによれば、ラウンズは地銀の価格の騰貴という事実を面して、これを銀の内在的価値の騰貴であると判断し、鑄貨の軽悪化がその原因であることに考え到らなかつた。だから彼は自己の改革案(銀貨の軽鑄)を本位の引下げだとは考えなかつた。つまり彼は刻印が通貨の価値をつくと考えたわけであつて、それは誤まつた認識なのである。ところで他方、ラウンズに対するこういう批判はロックの理論を正しいとさせるものではあるが、後者はまたその実現された改革案(銀貨の重鑄、日本位の回復)で、前述のように、長期契約の利害の上の債務者の立場をまったく無視している点が誤りである。ところがそれはまたラウンズの欠陥でもあつた。「これらの紳士たち、すなわちラウンズ氏とロック氏とは、本位の変更が債務者と債権者との利益に及ぼすべき影響をきわめて浅くしか検討しなかつたが、この影響こそ、こんにちに適合する改革を困難ならしめている唯一の重要問題なのである。<sup>(9)</sup>」当時に比べれば、「環境」はおどろくほど変化した。「当時は信用クレジットというものがほとんど知られず「一」、イングランドでの債務の額もまた小さかつた。こんにちでは信用は普遍的に確立され、債権・債務(debts active and positive)の額はきわめて大きく、大ブリテンにおけるすこぶる重要な利益を形成している。<sup>(10)</sup>」当時は地主と王との利益を考慮すればよかつたし、トレードは戦争のために破壊されていて、正義に合致する範囲での救済策などは効果がなく、この「環境」においてこそ鑄貨の即時的改革が求められたのである。そうしてステュアートは、この改革によつて国民は地主と政府とから収奪されたけれどもその事実がつかず「見えないものは無害と思われ」という、前



掲の引用を(11)とおこなったのであった。

(8) I, 602/II, 373.

(9) I, 603/II, 374.

(10) I, 603/II, 374—5.

(11) 前章注(14)を見よ。(9)―(11)の注のあいだの本文はこの諸注に挿まれる『原理』の叙述を、その順序にしたがって要約したものである。

なおここで、第三編の後続の部分から、右のロック＝ラウンズ論争当時におけるイングランド銀行の立場をステュアートがどう見ていたかについて一瞥しておこう。(12) 彼はこの銀行がなぜアムステルダム銀行のような「不変の本位を成す銀行貨幣」(bank money of an invariable standard)を創造するために設立されなかったのかという設問から発して、この銀行は政府への軽貨による貸付と結合して設立され、その貸付元本と利子とが新しい重い鑄貨で返済されることを期待した、したがって、改鑄が効果を示す九五年までは銀行券の発行——すなわち債務者となること——を自制した、この銀行が国民信用の基礎となったのはそれ以後である、と述べている。しかもステュアートによれば、銀の本位の価値はすでに知るように一六〇一年以来一世紀にわたって下りつづけたが、「やがて銀が騰勢に転ずるとすぐに、イギリスの政府はギニーの価値を市場のそれに正確に均衡させることによって、本位を事実上金に移した」(13) この措置(ニュートンの改革)がイングランド銀行の「策謀」によったかどうかは別として、それが銀行券の発行者としての同銀行の利益になったことは事実としなくてはならないのである。ウィッグ的信用組織の中核に対する、土地銀行論者(ここでは論及しない)ステュアートの立場は、ここに明らかに示されているように思われる。しかも——なお進んでいえば——ロックに対抗した軽鑄論者ラウンズが土地銀行論者ではなく、また当時の改鑄論争

期における代表的土地銀行論者H・チェインバレンが「著名なウィッグ」であったという事態に比べて、ラウンズの継承者としてのステュアートが同時に詳細な土地銀行論を展開する(第四編)という事実は、『原理』の明白な特質を示すにたることといえよう。

(12) *ibid.* I, 629—31/408—10.

(13) I, 630—1/II, 410. 傍点は小林のゆゑ。

(14) ただし念のためにいえば、一六九六年の議会法による「ナショナル・ランド・バンク」のコミッションナー三四一名のなか  
に、ロックの同調者チャールズ・モンターギュー(Charles Montague)とともに、ラウンズも名をつらねている(杉山、前掲、七六ページ)。だが、当時の土地銀行論者の改鑄案はラウンズのそれとは別のものであったし、また後者は基本的には信用の創出を危険と考えていた(同右、四五、一五一、二二六—七ページを参照)。

ラウンズとロックの往時とステュアートの現在との「環境」の相違は、さらに検討を進めればつぎの諸点にも見いだされるとされる。<sup>(15)</sup>  
(一) 往時はポンド・スターリングの価値はきわめて不安定であったが、近來は幾年も安定している。(二) 往時は貨幣単位の価値もそれぞれ変動にさらされていたが、現在ではギニーの価値は二シリングに固定され、これがポンド、シリングの価値を決定する。(三) 往時の鑄貨事情の混乱は現在よりもすみやかに進行していた。(四) したがって現在における改革のほうが長期契約上の問題がすくない。(五) 往時は貨幣利益(moneyed interest)はほとんど世に知られず、「一」、富者の貨幣は金庫のなかにあったが、現在はそうではない。(六) 往時には通貨と法定標準である本位との価値の比率は一对二であったのに、現在では「ギニーを基準として」一对一・〇五である。(七) 往時の公債は一二万ポンドを越えなかったが、現在(一七六六年)では一四〇百万以上に達している。(八) 往時にあっては公債が特定の部門の消費税をひきあてに借りられ、その額は不確定であったが、こんにちではそれはポンド・スターリ

ングで返済される。(尤最後に、往時はロックもラウンズも問題の本質をはっきり把握していなかったが、現在では、ポンド・スターリングという本位の価値を現実の鑄貨の量目で算出することを知っており、一七一八グレインという標準よりも一六三八グレインという現実がすくないことを知っている。——そうしてステュアートはいう、「わたくしはこれらの諸理由から、ラウンズ氏の提案したものと相似している計画が、現在では非難されずに主張できようと考えているのである。<sup>(16)</sup>」

(15) 以下 cf. I, 605—6/II, 376—8. 傍点の部分は、直接の引用ではないが、金本位の現実の把握への『原理』の接近を示してゐる。

(19) I, 606/II, 378.

さて、上述の諸原理と、おなじく上述の「環境」の認識とから、イギリスの複本位制の混乱に対する具体的改革案がうち立てられなくてはならぬが、この改革案の本質が本位の引下げなのであるから、すでに理解したように、それはまず債務者の利益を重んじたうえで、各層の利益を公平に配慮しようとするものである。「われわれが定立した理論<sup>ドクトリン</sup>に反対する人々は、法律はすべての債務が本位の変更以後の呼称にしたがって返済されるように定めるべきであるという前提で議論をすすめる。わたくしはそれらが現在の内在的価値で返済されるのが正しいという前提で議論をすすめる。それならわれわれの心構えの違いはどこにあるのか。われわれは主要な問題に關してはおなじ意見なのだ。というのは、改革後に物価が五パーセント下落はしないということが真実なら、わたくしは債務者が新しい本位で支払うばあいの変更が許されるべきだというような提案はともしないだろうからである。」<sup>(17)</sup> この言葉もまた第三編に独自の、いわば裏返し<sup>(17)</sup>の表現であつて、ここではステュアートはかりに、ハリスの立場に立つて、それがステュアート自身

の本位引下げ↓債務者の保護の主張と矛盾すべきものではないと語っているわけなのである。ステュアートによれば、長期の契約と即時の売買とは、本位の変更によってこうむる影響がまったく異なる。さきに第三章で引用したハリスの言葉は、それゆえステュアートにとっては、それが債権・債務の関係を考慮していない点で誤りである。ハリスはギニーの二〇シリングへの引下げを主張するばあい、ギニーの現実の減価がすでに国民にとっての損失となつていると述べているが、このばあい債務者が利得していることを彼は忘れていて、ステュアートは指摘する<sup>(18)</sup>。だがステュアートは、右のようなばあいの債務者の不当な利益をあばきながらも、実際においては、「債権者の利益がつねに優越しており、国民の意見を決定する<sup>(19)</sup>」という事実を強調する。債権者はすなわち立法を左右できる上層階級だからである。債務者は利益において債権者に対立しながら、長期契約によって後者に縛られている。そのインダストリにもとづいて即時の売買をおこなう者だけが、自由にそのときどきの鑄貨の内在的価値に従って取引をおこなうるのである<sup>(20)</sup>。なおこのほか、仔細に見れば、本位の回復が輸出商品の価格を機械的には下げないためにこれに反対する外国貿易商人の立場もある。「しかしこれらすべての利益のいちいちに正義をおこない不正をおこなわないことによつて、それらを融和させることはきわめて容易である<sup>(21)</sup>」。

(17) I, 608/II, 381.

(18) cf. I, 609/II, 382.

(19) I, 611/II, 384, marginal note.

(20) I, 611/II, 385.

(21) I, 612/II, 386.

## B

以上が、第三編第一部の中心部分と見られる、長大な第二二章の内容である。以下の諸章は、右の基本構想をふまえたうえでの実行案であり、技術的であるとともに煩瑣な部分が多いから、<sup>(22)</sup>とくにやや重要と思われる二つの問題を採りあげて摘記しておくにとどめたい。

(22) ただしここでも、ステュアートは正確な資料の入手の困難を告白している (cf. I, 614/II, 389.)。

その第一は金・銀のいわゆる合成本位制度 (symmetrism) に関する発想に<sup>(23)</sup>ついでである。すでに『原理』は、本位と鑄貨の価格との乖離の必然性、複本位制の矛盾、事実上の金本位への移行<sup>(23)</sup>などについて説明しあるいは闡説したから、エリザベスの本位への復帰は、ハリスの提案の修正をもってしても不可能であるとした。エリザベスの旧本位は、ステュアートによれば、複本位制下の現在では三つの異った表現を持ちうるようになって<sup>(24)</sup>いる。すなわち、一六〇一年には金銀の比価は $1:10 \cdot 905$ であったから、<sup>(25)</sup>当時の本位 $\parallel$ 純銀 $1718 \cdot 7$ グレイン $\parallel$ 一ポンド・スターリングは純金 $157 \cdot 6$ グレインに相当した、ということ<sup>(25)</sup>を前提として、(A)旧銀本位 $1718 \cdot 7$ グレインは六二シリングに分けられていたが、現在ではそれが金に対しては $65$ シリングになっているから、この比率をポンド・スターリングにあてはめれば一ポンド $11 \frac{3}{8}$ ペンスになる。(B)一方、当時の銀ポンド・スターリングに相当した金のそれは右のように $157 \cdot 6$ グレインであったから、それが現在の $118 \cdot 5$ グレイン(金一対銀 $14 \cdot 5$ )に対する比率をとれば古い一ポンドは一ポンド $7 \frac{7}{8}$ シリング $10 \frac{7}{8}$ ペンスになる。(C)そこで、複本位下で債務の支払いを公正にするためには、 $\frac{1}{2}$ 分を銀・ $\frac{1}{2}$ 分を金で、支払うのが妥当であるとすれば、右の(A)の半分すなわち $859 \cdot 36$ グレイン

の銀  $\text{II} \cdot \text{I} \cdot \text{I}$  シリング  $\frac{5}{16}$  / ペンスと、(B)の半分すなわち七八・八グレインの金  $\text{II} \cdot \text{I} \cdot \text{I}$  シリング  $\frac{1}{16}$  / ペンスとの合計の値<sup>たゞい</sup>、つまり一ポンド四シリング  $\frac{5}{8}$  / ペンスとなる。そうして、これらの(A)・(B)・(C)のうちのどれが真のエリザベスの本位かといえ(③)でなくてはならないであろう。——ステュアートはこのように独特の分析をしたのちにいう、「右の価値を正確に金と銀とで実現し、同時に「兩者の」比率が一对一四・五としておくためには、ポンド・スターリングを二〇〇一・九グレインの量目の純銀と一三八・〇四グレインの量目の純金とに定めることが適當であろう。これらの量は、正確に一ポンド四シリング  $\frac{5}{8}$  / 「<sup>(26)</sup> 原典一〇  $\frac{1}{4}$ 」ペンス、すなわち上述の平均に対応するであろう。こうしてここにエリザベスの本位が成立する。」もとより、金・銀の比価はこのちも変動するであろうし、こうして合成された本位の価値自身の騰落も生ずるであろうが、それはもはやさらに新たな改鑄ないし本位変更の問題とされなくてはならない。

(23) *ibid.* cf. I, 615/II, 389; I, 615/II, 390. — 後者においては、ハリスと反対に、一般に流通する鑄貨を本位貨と見ず、「バンカーのあいだの大きい流通」に用いられる鑄貨が、結局国民の鑄貨となり本位貨となるとしている。ただしステュアートの見通しは十分に明白ではなく、I, 619/II, 395 に見られるような留保もある。しかしこの部分の全集版の脚注では、この留保はふたたび取消されている。

(24) *ibid.* cf. chap. XIII.

(25) cf. Harris, *op. cit.*, pt. II, p. 2.

(26) I, 618/II, 394. 右の文中「二〇〇一・九グレインと一三八・〇四グレインとの比は一四・五にきわめて近似するが正確にはそうならない。なお、第三編第二部第四章(II, 35/III, 46)は、一六七八・六グレインの純銀と一一五・七六グレインの純銀とが金と銀との平均におけるポンド・スターリングであるとしており、『原理』の附表にもその数字が載せられている。そうしてこのばあいには、銀のポンド・トロイは六三シリング半〔旧本位の六二シリングと現在の六五シリングとの平

均)に、金のそれは各二〇シリングを成す四六ギニーに、分けられるとされている。これは別個の計算であるが、ここに紹介しておく。なおまた、右の本文が示すところからは、ステュアートは合成本位に近似した制度を提案しているだけであって合成鑄貨を提案してないことが知られるであろう。しかし彼の(○)案はすでに単なる複本位ではない。こうして『ベンガル鑄貨論』(前掲)に至ると、センが引用しているように、「人類のすべてが学者だとしてたならば、わたくしは金と銀とをそれら金属の市場価値にしたがって混合し・この混合物から鑄貨をつくりだすことを提案する。」「だが」わたくしはこんな大きな思いつきを提案するほどとっぴではない。この主題へ光りを投げるヒントとしてだけ一言するのである」(Works, V, p. 11.) という発言が生ずるのである。

第二の問題は、『原理』が以上の改革案を構想するばあいには、それが諸階層に与えるはずの影響についてどのよう(27)に細叙したかということである。ステュアートは本位の変更のばあいには「国内のあらゆる利益が検討されなくてはならない」とし、第一章でこれをおこなっている。まず、地主 (landed interest) の利益。それは「疑いもなく、国民におけるもっとも重要な利益である」(28)彼らの支払う土地税や彼らの受取る借地料は旧本位できめられているから、これをそのまま継承することは不正である。しかし土地税は地主自体が構成する議会が適当に変更するであろうし、このばあい、これまで課税負担から自由だった借地人(フアイルド)の階級に5%の超過負担を求めることが適当であろう。また借地料は、一七一八年〔原典二八年〕の、銀一七一八・七グレインと金一一三グレインとの平均値に求められるべきである。一八年以来しばらく銀の相対的価値は上っているから、この平均値はほぼ一七四三年の本位水準の実態に近くなり、この年と現在(六〇年)とのあいだの一七年は、従来のすべての借地契約の期間のほぼ平均となろうから、この点では実際問題はあまり生じないであろう。そうして、右の四三年ごろの本位水準の実態は現在のそれよりも二・四%高く、この点から、借地料の引上げは二・五%で足るであろう。つぎに公債所有者の利益。これはあらゆる債権者の立場を代表するが、公債利子は一七四九年に3%に引下げられたから、当然この利率が対象となる。つぎ

に、この四九年一二月の前後各一年のポンド・スターリングの価値を、金・銀のグレインにおいてそれぞれ算出し、これを「公債のポンド」(*pound of national credit*)<sup>(29)</sup>と呼ぶ。そのうえで法律を定めて、将来応募され返済されるべきあらゆる公債の価格が、それらの契約の時点での右の特定のポンドの金・銀における価値の平均に拠るべきものとする。これが実現すれば公債の形をとった特種の計算貨幣が生まれたこととなり、アムステルダム銀行のそれよりも流通性においてすぐれたものとなるであろうし、通貨の価値はつねにこれを標準とすることによって安定するであろう。現在の一般の債権者は右の「ポンド」を標準として、それが下ったときには適当に補償されることとなるであろう。イギリスでは通貨の価値が比較的安定しているからこの提案は変った印象を与えるかもしれないが、フランスでは、債務は契約の時点の鑄貨の内在的価値で支払われることが契約条項の一つとなっている。つぎにトレードの利益。これは貨幣価値のあらゆる変動から利益を引出すのだから、保護を要しない。ついでは売買当事者の利益。これには労働能力(*personal service*)の売買をふくむが、これらの諸階級の利益は十分に注意されねばならず、そのためには本位の変更が各所に揭示され、各種の租税もおなじく明示される必要がある。「商業の複雑な関係の微妙さのすべては、環境が要求するところの、諸価格の正当かつ均等な振動にかかっている。だから勤労諸階級(*industrious classes*)<sup>(30)</sup>が価格に影響する諸原理を知らされることの多いほど、機構は容易にはたらくであらう。」最後に銀行の利益。これはイングランド銀行の利益のことであり、それが現実にとどう発動したかは上述した。『原理』はこの結論として、この銀行の利益こそ鑄貨の改革を妨げたものであり、それは正義にも常識にも反して国家の信用を害していると断じている。『原理』によれば、イングランド銀行も、他の個人的諸銀行も、その発行する銀行券の価値を本位の変更に従わせなければならないものであった。



(27) I, 622/II, 399, marginal note.

(28) I, 622/I, 399.

(26) I, 626/II, 404.

(30) I, 629/II, 407—8.

右の第二の問題に関するステュアートの叙述が、同時に、彼の改革案の細部のプランを含んでいたことは、われわれの見たとおりである。彼はそれ以外にも具体案についてさまざまな配慮を示し、それはとくに、短いながら第一章をみたしているが、もはや再現させないこととする。ここでは最後に、経済的改革一般に対する彼の慎重な態度をつぎの言葉によって窺っておこう。彼はあくまでも諸原理を検出し検討してこれをステイツマンに参考として提出しようとする立場にとどまっていたのである。——「ステイツマンの資質のなかでもっともゆかしくまたみごとなもの、彼の統治する人民の複雑な諸利益に作用すべきあらゆる措置メツツゲにおいて正当かつ公平なことである。しかし人間社会の本質として、あらゆる新機軸イノヴェイションが生むところの不便は、こういうばあいにおける物質的・分配的正義へのきわめて慎重な注意によって得られた利点のすべてよりも大きいことがしばしばである。この理由から、新機軸はできるだけ避けるべきであり、ことにその性質上急激とならざるをえないときにはそうである。」<sup>(31)</sup>

(31) I, 632/II, 411—2.

ステュアートが亡命生活から許されてイングランドに帰ったのは一七六二年の末、郷国スコットランドへ戻りえたのはその翌年であったが、大ブリテンの貨幣問題をはじめて詳細に知ることのできた彼は、第三編の具体的内容には多く手をつけることなしに——それはおそらく不可能であった——、一七七三年の改鑄期におけるイギリスの鑄貨の実情と、この改鑄を「金本位の樹立」のためのものと判断したうえで、これへのみずからの意見とを、書きおろしの

第一六章として第一部につけ加えた。それは『原理』の全集版にはじめて発表されている。この部分は一八ページにわたり、さまざまな発言を含むが、つぎの点だけに留意しておこう。ステュアートによれば、彼は故国に帰りえて、第一に、銀貨の減損の実情がきわめていちじるしくてもはや通貨の実を持たず、したがってこれと金貨とのあいだの平均の問題は實際上無意味であること、第二に、金貨もまた七年戦争のための輸出による不足もあつてかなり減損していること、を知つた。この第二のばあい、こんどは新鑄の金貨の熔解・輸出がおこなわれていたのである。この事態は貿易差額のマイナスの結果ではないと判定されたから、政府はすでにわれわれの知る金貨の改鑄と銀貨の強制通用力の制限とに踏みきることとなつた。この時にあつてステュアートも意見を徴されたことは前注のとおりである。しかしこの改革は実施にあつて、六グレイン以内で減損金貨の流通はこれを許容したから、その結果は、第一にイングランド銀行がこの事態を十分に利用したとあり、第二にイングランド銀行が許容された範囲での輕貨を支払い、外国為替がギニーで支払われるかぎり、標準量目のギニーは二二シリングとなり、それは債権者の利得と債務者の損失となるだろうし、第三に新しいギニーはふたたび削られるであろう、というのがステュアートの判断であつた。しかしステュアートによれば、ともかくも新改鑄が為替を有利にしたことは事実であるから、議会がさうになすべきことは、輕い金貨の許容を廢するということ、具体的には一二九グレイン以下のギニー、その二分ノ二〇にあたる一二三グレイン以下のポンド・スターリングを認めないということに尽きる。それは一ポンド・スターリングにつき六ペンスの引上げであるから、債務者は別に保護されなくてはならない。もっとも「鑄貨の平均量目が保たれていれば、各ギニーについての完全な正確さからのわずかな乖離は、国民にとって何の害にもならないであらう。」<sup>(32)</sup>あるいは、現在の債権・債務関係には手をふれずに、一二九グレインの標準量目のギニーに二一シリング六ペ

ンスの呼称を与え、一トロイ・オンスの金の造幣価格を四ポンド・スターリングという可除数に変更する(引上げる)のも一案である。そうして「この企画は、銀の法貨を国民がもはや持たないという現在の環境のなかに金本位を導入しようとするものであるから、現在の減損した銀貨については、銀貨の改鑄がおこなわれるまで現在の減損銀貨がギニーと交換に通用するという法律が發布されるべきである。ただしそれは、一ギニー以上は法貨として……支払われてはならない。」<sup>(33)</sup>——第三編が追求した貨幣制度上の諸「原理」は、このように、現実の事態のまえにはすでに<sup>(34)</sup>実効を失ったかに見えるのである。

(32) II, 438—9.

(33) II, 440. 傍点は小林のもの。

(34) ここでアダム・スミス『国富論』における貨幣制度論を想起しよう。周知のように、『国富論』はその貨幣理論に体系上必然の位置を与ええなかったが、これにともなって、貨幣制度に関する諸問題も、各編に分散して論ぜられている。すなわち第一編第四章・同第五章・同第一章(「余論」)・第四編第六章(「通商条約について」)の後半等。そうしてそれらの全体において、当面の主題については下記の三点が指摘できると思われる。第一、『国富論』には、「いくらかのためらいをもって」(Feareyear, *op. cit.*, p. 172) 銀貨の強制通用力(法貨資格)を一ギニーにまで制限すべきだとした個所があり(*cf.* *Wealth of Nations*, *op. cit.*, I, 46, 竹内訳、(一)五八ページ。cf. *ibid.*, 42—3. 邦訳、同上、五四ページ)、また第四編第六章で造幣手数料を論ずるにあたっては事実としてはギニー貨のみを対象としているが、総体として、複本位制から金本位制への移行の事実をステュアート程度にも明白に意識していないこと(とくに第一編第一章「余論」)。第二、一七七三—四年の改鑄後、ギニーは個数をもってではなく重量をもって流通していると判断していること(*cf. ibid.*, e. g. II, p. 54. 邦訳、一六五ページ)。第三、後述の造幣手数料の問題についてだけはいちおう保留することとして、スミスは『原理』の第四編からは学んでいない——あるいはその内容を積極的には意識していない——と思われること。

## 五 造幣手数料徴収論

『原理』第三編第二部「貨幣の諸原理、そのトレードへの適用」は、第三編の全域にわたる雑多な問題を附論的に論じたその第六章、フランスとオランダとの貨幣問題をそれぞれ分析した第七・八両章(ここで終結)をのぞいては、事実上、造幣手数料徴収の問題を論じてそれが物価や外国為替や貿易に及ぼすべき影響を論じたものである。

すでに知ったように、イギリスでは造幣手数料(price of coinage ; duty of seigniorage upon coinage、単に seigniorage ともいう。以下造幣料と呼んでおく)が徴収されなかったのに、フランスではそれが徴収されており(八%)<sup>(1)</sup>、したがってその徴収の有無が物価や通貨価値の問題にどのように異なる影響を与えるか、また両国のあいだの爲替や貿易の關係にどういふ影響を与えているか、さらにイギリスでも造幣料を徴収することが右の問題や關係において望ましいかどうか、ということとは、当時の貨幣問題のかなり重要な部分を成しており、ハリスはこれに関心を示さなかったが、アダム・スミスは『国富論』でこれに相当のページを費している。<sup>(2)</sup>だがステュアートの『原理』は、この問題についてもまた、もっとも執拗な分析をおこなった文献といいうるであらう。

(1) 『国富論』もまた八%としている。しかしそのキャンナンの注によれば、それは短期間のことであり、ふつうはもっと低か  
ったと云うべきである。cf. *Wealth of Nations*, op. cit., I, p. 47 ; II, p. 53 with editor's note. 竹内訳、(一)六  
〇ページ、(二)一六三―四ページ。

(2) 第一編第五章、およびとくに第四編第六章。

ステュアートによれば、造幣料徴収の問題は「貨幣理論の全体のなかでもっとも微妙なものの一つ」<sup>(3)</sup>であった。ま  
ず、純粹に理論的にのみ考察を進めるとして、造幣料徴収の影響は物価を引下げるであらう。<sup>(4)</sup>それは地金<sup>ブロンズ</sup>という原料

の価格に新たに鑄造料という生産費が加わって、鑄貨の価値が——造幣料が無料なばあいよりも——後者の量だけ増大したことになるからである。それは羊毛が毛織物に製造されるばあいと異らない。そこで、この造幣料が最初は微少であり、それが八%にまで引上げられたとしたばあい、はじめ人々は鑄貨の価値が金属にはなく刻印にあると思いまだわされるであろうが、やがて物価が九二%にまで下るであろう。このばあい、貿易差額がマイナスならば、外国への支払いのために求められるのは地金であるから、地金の価格はしだいに鑄貨のそれにまで騰貴するであろう。しかしそれ以上に騰貴すれば鑄貨が熔解されて輸出されるだろうし、また逆に、地金は八%の造幣料で鑄貨となりうるのだから、貿易差額がプラスのばあいでも前者の価格が後者のその九二%以下になることはない。そこで右のうち地金の騰貴の極限は鑄貨と地金との価格の一致のばあいには、「すべての商品の価格が」地金と同様に騰貴すべきである。——これは地金価値の相対的騰貴をすなわち鑄貨価値の絶対的<sup>(5)</sup>下落と見なして、ここから物価騰貴という結論を出しているのであって、それは『原理』の踏込んだ迷路の一つである。ただ、このばあいの物価変動の幅は八%に限られている点にいちおう留意しておく<sup>(5)</sup>しよう。

(3) II, 2/III, 2.

(4) 以下 cf. chap. I.

(5) なお『原理』によれば、造幣料は地金の価格に直接に影響するが、それが一般商品の価格に影響するのは(後述のよう)に間接であり、一方、貨幣の内在的価値の下落は直接に物価に影響する(cf. I, 34/III, 45)。物価の変動は、第二編における独自の数量説(ヒュームの批判・修正)とともに、右の二つの側面からも検討されるわけである。

しかし、とステュアートは説き進む。現実には「原理」を単純には貫徹させない。右の推論のなかでの物価の動きはある時間のうちに起るのであり、この合い間に利得するのは外国貿易商人である。「地金の価格が上ると、彼らはす

が外国人に、あらゆる価格がすぐ騰貴でもしたかのようにして売りつける。しかし製造業者たち(manufacturers)に対しては、彼らは変革を慎重におし隠して、彼らどうしの競争が秘密を現わすまで、物価が上らないようにしておく。地金の価格が下ると、彼らは外国人に売りつけるあらゆる商品の価格を、彼ら自身のあいだの競争がそれを余儀なく低下させるまでは、これまでもおりに維持するたけになしうるすべてのことをおこなう。そうして製造業者に対しては、彼らはみな利害を一つにして、ゆるやかに効果を生むところの地金(「の価格」)の下落が、それに伴いつつ物価を下げるようにする。<sup>(6)</sup>しかも、ここで第二編の価格論の一部をくりかえすことになるが、生産者の利得の継続はこれをその生産費に合体させる(to consolidate)傾向があるから、とくに国内で消費される一般的商品のばあい、その価格は上りやすいけれども下りにくい。だから、価格はしばしば、鑄貨の量目にはなくてその呼称に結びつけられる。物価の下落は、外国貿易商人でさえ容易に実現できないことなのである。だが、それは「国内消費用の工業製品とその国に特有の商品との価格」<sup>(7)</sup>に限られることなのであって、買手の側の競争がつよい内外の商品については事情は別である。このばあいには、造幣料の徴収はそれだけ価格を高め、であろう。——このことを考慮すると、外国貿易用(輸出用)商品の価格の下落は、それがおこるばあいは、むしろ造幣料の徴収とは無関係であって、他国の商人の競争によるものと判断される。<sup>(8)</sup>しかしこの下落は「利潤」<sup>プロフィット</sup>を失わせて商品の価格を働く人々の直接生存費(physical necessary)にまで引下げ、それが結局、「外国への輸出のために働く人々が、勤労諸階級のなかでは国家のためにはもっとも有用であるにもかかわらず同時にもっとも貧しい」<sup>(9)</sup>ことの実上の理由なのである。だから、イギリスは自由鑄造制をつづけるよりも、造幣料を徴収してその収入でこの階級を支援し、輸出奨励金を与えるべきである。

(6) II, 6-7/III, 8-9. 以下もひきつゞき chap. I.

(7) cf. II, 9/III, 12.

(8) 外国市場での競争によって貿易バランスがマイナスとなり、地金の国内価格が騰貴すれば、上述のステュアートの理論では一般商品の価格は騰貴するわけであった。だからこれを「環境」への着目によって以上のように修正しなくてはならないのである。しかしそれはステュアートの理論の範囲でも、上述のように造幣料の範囲にとどまるものであったし、他面、地金と鑄貨とを含む貴金属総量の減少が物価の下落に關係を持つ、という、当時においてもナテュラルな思考からすれば、彼のような論旨の運びはほとんど無意味になる。そうしてまた、『原理』は第二編でヒュームを批判はしたが、それは結局數量説の修正なのであったから、ここでのステュアートの理論は、やはりそれに対する矛盾であると思われる。

(9) II, 10/III, 14.

さて、もういちど「もっとも簡明な理論」に立戻って、それが比較的实现しやすい局面で推論を進めよう。それは外国爲替相場の局面である。<sup>(10)</sup> 地金による外国貿易上の支払いにあっては、「あらゆる操作は、一国民と他国民とのなかでの、鑄貨の価値と地金の価値との比較に存する。」<sup>(11)</sup>これが爲替相場を決定する要因である。ところで、当面の問題である造幣料の徴収は、この決定にどういふ影響を及ぼすと考えるべきであろうか。この制度において「徴収」国であるフランスと「自由」国であるイギリスとを比較しよう。イギリスでは地金と鑄貨との価格はつねに同一のはずであるが、フランスではこの両者は貿易差額の順逆にしたがって八%の幅の内部で乖離する。そこで、原則としては、フランス人がその国内で高い鑄貨によって安い地金を買い、これをイギリス人に支払うことは、フランス人にとって有利であり、イギリス人は時には八%まで損失しなくてはならない。これを例示しよう。イギリスがフランスから、一、〇〇〇ルイ・ドルのポルドー酒を買い、フランスがイギリスから一、〇〇〇ギニーのヴァージニアたばこを買い、この両国の貨幣単位の量目が同一であるとして、相互に送金しあうばあい、フランスでは一、〇〇〇ルイ金

貨は一、〇八〇重量単位の地金の価値を持つから、イギリスはフランスに八〇重量単位の地金を添加して送らなければならぬであろう。したがって、イギリスでも八％の造幣料が徴取されないかぎり、結局爲替相場もイギリスに対して (against England) ——つまり外国建てで——八％上ることとなる。事実を調べても、この三四年間、イギリス・フランス両国の爲替相場はイギリスにとって平均四％の不利となっているが、このことは、<sup>(12)</sup>両国間の貿易差額がこの期間に平均して均衡したとして、フランスでの造幣料の半分、四％だけの分の地金（このばあいには金）を爲替相場のためにイギリスがフランスに余分に支払ったと見なすことを可能とすであろう。以上の推論は、ステュアートがみずから「商人でない」ことを認めながらのものではあるが、それにもかかわらずステュアートはこれを、まったくの新説としてあえて公表する。「われわれは〔以上のところから〕つぎのように結論してもよいのではあるまいか。すなわち、イギリスのように造幣料が無料の国では、爲替相場はフランスとの貿易差額を判断するための正確な基準ではなくて、ただフランスの鑄貨の価値がイギリスのそれをこえる高さについての正確な基準であるにすぎない、と。爲替について書いたすべての著者は、双方の鑄貨の内在的価値〔の比率〕をこえて爲替に与えられるより高い価格が、輸送や保険、その他の価格であると主張した。むろんこのばあいには、爲替〔相場〕は貿易差額を表示しよう。しかし、より高い価格が地金を鑄貨に代えるために与えられなくてはならないばあい……には、一つの国民が大きい貿易差額を他の国民から引出すということ——たとえ前者が同時に彼ら全体の債務者であるところの自身〔国家〕に地金の値段をこえる八％だけの額を払い戻すとしても、つまり前者はふつうに計算されているとおり、実際の爲替平価 (real par of exchange) よりも高く支払つてゐるとして——は、明白ではないだろうか。」<sup>(13)</sup>そうして、ほぼこの八％の幅のあいだにおける実際の爲替平価（造幣平価）の動きの範囲で、貿易差額の実勢も把みうる



こととなるはずである。さらに細説すれば、為替相場は地金の価格を騰貴させようではあるが、それだけのことであつて、造幣価格は結局それを引下げるであらう。むしろ、貿易差額が平衡あるいは順のときには造幣価格が地金の価格を規制し、それがマイナスのときには地金の価格は騰貴し、こうして騰貴した地金の価格は別の諸原理によって引下げられるというのが真実である。だがこの推論からはまた、フランスとのあいだの為替相場がイギリスにとって不利であつても、それは前者に対する後者の貿易差額の不利を意味するものではないことが、理解される。為替相場における不利はフランスでの造幣料の徴収にもとづくものである。したがつて、この両国間の貿易問題にあつては、イギリスにとつて肝要の点は多くの貿易制限にあるのではなく、むしろ従来からの自由鑄造制からの脱却にある。「この論点はイギリスにとつては重大事である。なぜなら、(惑わされやすい外見から導かれた、事実の上の誤りによつて)それが生む貿易差額によつて考えればきわめて有利な貿易が、まちがった諸原理に立つて不利だとして斥けられかねないからである。」<sup>(14)</sup>

(10) *Ibid.* cf. chap. I.

(11) II, 13/III, 17.

(12) ここはステュアートは、第五章注(1)にしろした、フィリップ・カンティロンの *The Analysis of Trade*, ... (p. 99) に拠つてゐる。

(13) II, 18—9/III, 24.

(14) II, 24/III, 32.

イギリスもフランスにならつて造幣料を徴収すべしという主張のためのステュアートの独自の理論づけは、第二部の第一・二兩章、すなわち以上に要約したところではほゞ尽くされている。以下、前述の第六章に至るまでの三つの章

は、最初の二章に比べて重要さの点で劣り、ことに第四・五兩章は造幣料徴収の実施上の諸問題を取扱ったものであって、『原理』の体系の理論的展開のなかでの必然性はきわめて乏しいもののように思われる。ただつぎの諸点だけを指摘しておくにとどめよう。

(一) 第三章では、造幣料の徴収と主として輸出商品の価格との関係が検討され、イギリスに独自の輸出商品の価格のばあいはいづねに最低の「利潤」が確保されるから、それは造幣料の徴収によっても名目的にも低下しないこと、一般の輸出商品の地金での価格は国外では騰貴しても、国内消費の商品の铸貨での価格は前述の理由で容易に落せせず、したがって铸貨の価格の騰貴の分は外国人が支払う結果となること、このばあい、貿易差額がマイナスになると地金の価格が騰貴してきて輸入商品の価格も高くつくこととなるが、それは国民的損失ではなく、後者は貿易差額のマイナス自体に存し、このマイナスは一定の限界のうちに逆転すること、だがこのことから、貿易差額がプラスであるときほど造幣料の徴収の実施が適切であると知られること、等の諸結論が引き出される。(二) 第四章では急激かつ圧制的な徴収を避けるべきことが述べられるが、これとともに、ふたたび(あるいは三たび)、造幣料の徴収と国内消費のための一般商品の価格との関係が省みられ、そのばあい、理論的には物価下落という当然の結論から出発しつつ、貿易差額のマイナス↓地金価格の騰貴↓物価の騰貴という、第一章での迷路に行きあたって、結局はこの矛盾の追及を断念し、「国内消費の諸商品の価格を地金の価格とともに「!」下落させ変動させうる力を持つ原理を、わたくしは発見できない。というのは、わたくしはそれらがあまりにも密接に铸貨の呼称に結びつけられ、外国貿易はそれらに十分の影響を与えないことを知るからである。この関連はわたくしのついに解決しえぬところであるから、これを実験の決定に委ねる<sup>(15)</sup>」としている。(三) 第五章の全集版の脚注には、『原理』の初版に対する一七六七年七月の *Criti-*

cal Review と同八月の Monthly Review との批判への答えが収められているが、前者は紙幣の発行が铸貨を駆逐するか否かをめぐる誤解の訂正——ステュアートは、自分はそう云ってはいないという——と表現上のわずかな修正とであり、後者は些細な問題であつて、ここでの論争の水準は高いとはいえない。四スミスの『国富論』もまた、『原理』と同様に、イギリスにおける自由铸造制の放棄を提唱している。しかしそれは主として铸貨の熔解・輸出を防ぐ目的からのものである。<sup>(16)</sup>これに対してステュアートの所論は、上述のように、貿易・為替関係の改善という見地からおこなわれた。だが『原理』にも、もとより『国富論』の指摘した問題点への顧慮は見いだされる。すなわち当面の第二部の第六章で、ステュアートは、「造幣料の徴収は……つぎのような良い効果を持つ。第一。それは铸造された地金が国内にとどまって国民の铸貨のストックを増加させうるばかり以外には、地金がこのように铸造されないようにする。第二。すでに述べたように、それは铸貨に、外国においてさえ、附加価値を与え、こうして外国での熔解を防いで他国の造幣局で再铸造させないようにし、競争国における铸貨のストックの増加を妨げる。／わたくしは、ルイ・ドールをイギリスの造幣局で铸造するために輸入した者は一人もなかったこと……、これに反してギニーを地金の裸価格であらゆる外国の造幣局に運び出すこともふつうにおこなわれていること、を信ずる。これが、イギリス・フランス両国以外の国々における流通のなかでイギリスの铸貨がきわめてすくなくフランスの铸貨がきわめて多いことの理由である。」<sup>(17)</sup>この説明だけは——ただしもとよりさきの諸叙述を考え合せて——『国富論』のつぎの説明をわたくしに思い起させるものであった。「金貨ならびに銀貨の铸造に少しの造幣手数料すなわち铸造税を課することは、おそらく、地金としての金なり銀なりの同量に対する铸貨としてその金属の優越をいっそう増大させるであろう。このばあいには铸造は、右の少額の税に比例して、铸造された金属の価値を増すであろう。それは、金

銀板に細工をすればその細工の価格に比例して板金の価格が高まるのとおなじ理由である。金銀貨が地金銀にまさることは、金銀貨の熔解を防ぎ輸出を防止することになるであろう。「したがって、」国家の何らかの緊急のばあいに鑄貨を輸出することが必要になったとしても、その大部分はやがてふたたびみずから戻ってくるであろう。国外ではこれらの鑄貨はその地金の重量でしか売れないのに、国内では重量以上に買われるはずだからである。フランスでは約八%の造幣手数料が課せられているので、フランスの鑄貨は、輸出されてもふたたびみずから戻ってくるというこ<sup>(18)</sup>とである。」

(15) II, 33/III, 44.

(16) 『国富論』第一編第五章、第四編第六章。

(17) II, 58/III, 78.

(18) Adam Smith, *Wealth of Nations*, op. cit., I, p. 47. 参照、竹内訳、(一)五六一六〇ページ。

× × ×

ステュアートの『原理』第三編は、ほぼ以上のような構造と内容とを持つものであった。第一・第二部から成るこの第三編は、これまで研究者がそれに内在することのなかった部分であるといえる。わたくしがこの小論でおこなった内在のこころみは、もとより不十分なものとどまったし、結論としても、『原理』の体系的展開におけるこの編のくぼみを立証するという、わたくしの労力に積極的には報いぬことに終ったようである。しかしこの小論によって、未踏であった第三編の迷路がやや明らかになったこと以外に、すくなくともつぎの二つの重要な収穫が得られたように思われる。すなわち、第一。第三編は、ステュアート自身が帰国後に自覚したように、時勢に合わぬ提案を示

すことになったとはいえ、かえって十八世紀におけるイギリスの複本位制の混乱、とくに日常の通貨である銀貨の不足の事態をまざまざとわれわれに認識させるが、このきわめて困難と見える事態にもかかわらずイギリスにおける原始蓄積がこの期間にもっとも順調かつ急速に進歩したのは、それが他方において、イングランド銀行を中核とし地方小資本家層の末端にまで及ぶ汎汎かつ緊密な信用組織を、発達させていたことを裏書きするものといえよう。さきあげた、アシントンやフィヴィアライアーの著作はこの事実を描いているが、そういう事実のいわば歴史的重みを、当面の第三編はわれわれに実感として与えてくれるものである。このことは、わたくしのいわゆる固有の重商主義体制のなかにおける「近代的信用制度」の意義の大きさを、われわれに悟らしめるであろう。こうして歴史的研究所としても、そこにはなお今後を開拓すべき分野が残されているように思われる。<sup>19)</sup> 第二。未踏であった当面の第三編は、それが貨幣制度に関するハリス対ステュアートの論争を軸とすることが分明にされることによって、固有の重商主義体制の樹立期における、ロック対ラウンズ、イングランド銀行対土地銀行(論)と『原理』との、階級的背景と学説的継承とにおける関係を明らかにし、ここから、本文で述べたような、『原理』の鮮明な特質(銀貨輕鑄論と土地銀行論との結合、これを基礎とした債務者の利益の立場)が刻み出されてくる。それは他方における、『原理』の奢侈論<sup>20)</sup>との関連によって、『原理』の本質をいっそう深くわれわれに把握させるであろう。

(19) それらは現に、初期労働立法史における岡田与好氏の著作、初期信用論(信用制度)史自体における杉山忠平氏や荒井政治氏の著作および関口尚志氏の多くの諸論文、さらに定住法に関する山之内靖氏の諸研究や重商主義期の消費税に関する石坂昭雄氏の研究等々によって、しだいに新たに切り拓かれつつある、広大な研究分野の重要な一部分である。今後のアダム・スミス研究は、これらの研究成果を、すなわち原始蓄積→固有の重商主義に関する新しい諸成果を、当然に前提すべきこととなるであろう。

ステュアート『原理』における貨幣制度論（二・完）

六八

（20） 筆者稿「ステュアート『原理』における『奢侈』について」（本誌一六ノ二、三、一七ノ一）を参照。〔完〕

本小論の執筆にあたっては、山川義雄・林治一・南方寛・渡辺源次郎諸教授の手を経て文献を拝借し、杉山忠平教授からは厚意あるご教示を得ました。これらの方々にあつくお礼を申し上げます。

一九六三・一〇・一〇